

登録電気工事業者登録申請に必要な書類・手数料

提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。

(ご注意ください!)

実務経験の証明内容が事実と異なる場合、電気工事の業務の適正化に関する法律第28条(登録の取り消し)等が適用されることがあります。

また、虚偽の証明者には、刑法第62条(幫助)等が適用されることがあります。

チェック欄

1	登録電気工事業者登録申請書(様式第1)	
2	手数料 22,000円 支払い方法は以下のいずれかの方法 オンライン決済(整理番号を記載) 納付書(納付済証を貼りつけ)	
3	登記事項証明書(申請者が法人の場合) 住民票(申請者が個人の場合) (注意)コピーは不可です。原本(3ヶ月以内に交付されたもの)を提出してください。 また、申請者の住所と営業所の所在地が異なる場合は、営業所の所在地を確認するための書類(例・消印があり住所、屋号、氏名が確認できる郵便物など)の写も併せて提出してください。	
4	主任電気工事士の業務に従事する者の電気工事士免状の写 (第一種電気工事士免状取得者の場合は、定期講習受講記録の写も含む。) (注意)顔写真や文字が鮮明なものを提出してください。 第一種電気工事士免状取得者は、電気工事士法に基づき第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年ごとに経済産業大臣が指定する講習機関が行う自家用電気工作物の保安に関する講習(以下「定期講習」)を受けなければなりません。定期講習を受けていない場合は受講申込手続きを行ったうえで、定期講習申込書の写(申込み手続きが完了していることを証する払込受領証などの写も含む)も併せて提出してください。	
5	主任電気工事士等実務経験証明書 第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は提出してください。第一種電気工事士免状取得者が従事する場合は不要です。 ・認められる実務経験 第二種電気工事士免状取得後に、一般用電気工作物等の電気工事に従事した期間が3年以上である。 実務経験の証明者が一般用電気工作物等に係る電気工事のみを施工する者であり長崎県以外の登録電気工事業者である場合は、登録電気工事業者登録証又は電気工事業者届出受理通知書の写(該当する場合のみ提出してください。)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験は、申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明してください。 倒産等で雇用主の証明が取れない場合は、2社以上の電気工事業者又は、各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者の証明が必要です。 <p>(注意) 雇用主が一般用電気工作物等に係る電気工事のみを施工する場合は、電気工事業法に基づく登録電気工事業者でなければなりません。登録又は届出番号は必ず記入してください。(見本を参照) 雇用主が長崎県以外の他県の場合で登録又は届出番号が不明であり登録電気工事業者であったことが確認出来ない場合は、実務経験として認められません。</p>	
6	<p>雇用証明書(主任電気工事士用)</p> <p>申請者本人が電気工事士免状取得者であり主任電気工事士の業務に従事する場合は、提出する必要はありません。</p>	
7	<p>誓約書(法人用) 申請者が法人の場合 誓約書(個人用) 申請者が個人の場合</p> <p>該当する誓約書を提出してください。</p>	
8	<p>誓約書(主任電気工事士用)</p> <p>申請者本人が、主任電気工事士の業務に従事する場合は提出する必要はありません。</p>	
9	<p>備付器具調書(「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、「低圧検電器」、「高圧検電器」、「継電器試験装置」、「絶縁耐力試験装置」が備えられていることを証する書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般用電気工作物等の電気工事のみを行う場合は、営業所ごとに「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」を備えなければなりません。 ・ 自家用電気工作物の電気工事を行う場合は、営業所ごとに「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、「低圧検電器」、「高圧検電器」、「継電器試験装置」、「絶縁耐力試験装置」を備えなければなりません。なお、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」は、借用も可です。借用の場合は、借用先からの借用証明書(原本)を添付してください。 	

登録有効期間は5年間です。

登録の更新を行う場合は、有効期間終了の10日前までに更新申請を行ってください。

更新申請の手数料は12,000円ですが、有効期間終了後の更新申請はできません。新規

登録となり、手数料は22,000円となりますので、ご注意願います。

また、有効期間内に登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に変更の届出をしなければなりません。

建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けている建設業者が電気工事業法に基づく電気工事業を営む場合は、手続きの方法が異なります。

【電気工事業の“登録申請”と“開始届出”の違い】

登録申請

一般用電気工作物等又は、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む場合
「登録電気事業者登録申請書（様式第1）」に必要書類や手数料を添付。

開始届出

建設業法の許可を受けている建設業者が、一般用電気工作物等又は、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む場合
「電気工事業開始届出書（様式第18）」に必要書類を添付。

提出先

1. 長崎県電気工事業工業組合

〒852-8016 長崎市宝栄町23番23号 095-862-1975

2. 長崎県電気工事業工業組合 佐世保支部

〒857-0854 佐世保市福石町11番21号 0956-31-7304

提出方法

持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず「簡易書留」で送付してください。

様式第 1 (第 2 条)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

手数料

22,000 円

オンライン決済の場合
整理番号を記載

()

納付書の場合、
(別紙)手数料納付済申出書に
納付済証・照合票を貼りつけ

登録電気工事業者登録申請書

年 月 日

長崎県知事様

住所・氏名又は名称は登記事項証明書又は住民票の記載どおり正確に記入してください。
登記事項証明書又は住民票の住 所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

連絡先(電話番号) ()

電気工事業の業務の適性化に関する法律第 3 条第 1 項の登録を受けたいので、同法第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

1. 営業所等

営業所の名称	所在の場所 上記の住所と異なる場合は所在地確認のための書類の写を別途添付(例:消印があり住所・屋号・氏名が確認できる郵便物など)	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		一般用電気工作物等 *		県 第 種 第 号

* 自家用電気工作物の電気工事を行う場合は「自家用電気工作物」も記載してください。

2. 法人にあっては、その役員の氏名 登記事項証明書に記載されている全員

--

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第 19 条第 2 項に該当する場合にあっては印を付すること。
5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

(別紙)

手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

(使用上の注意点)

手数料を納付書で納付した場合に使用する用紙です。

納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名(名称)」を記入ください。

【納付書で納付の場合】

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

(主任電気工事士用)

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

主任電気工事士名

誓 約 書 (規則第2条第2項第2号)

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第6条第1項第1号から第4号までに該当しない
ことを誓約します。

(申請者:個人用)

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

登録申請者氏名

誓 約 書 (規則第2条第2項第1号)

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しないことを誓約します。

年 月 日

雇 用 証 明 書

長 崎 県 知 事 様

住 所

登録申請者 氏名または名称

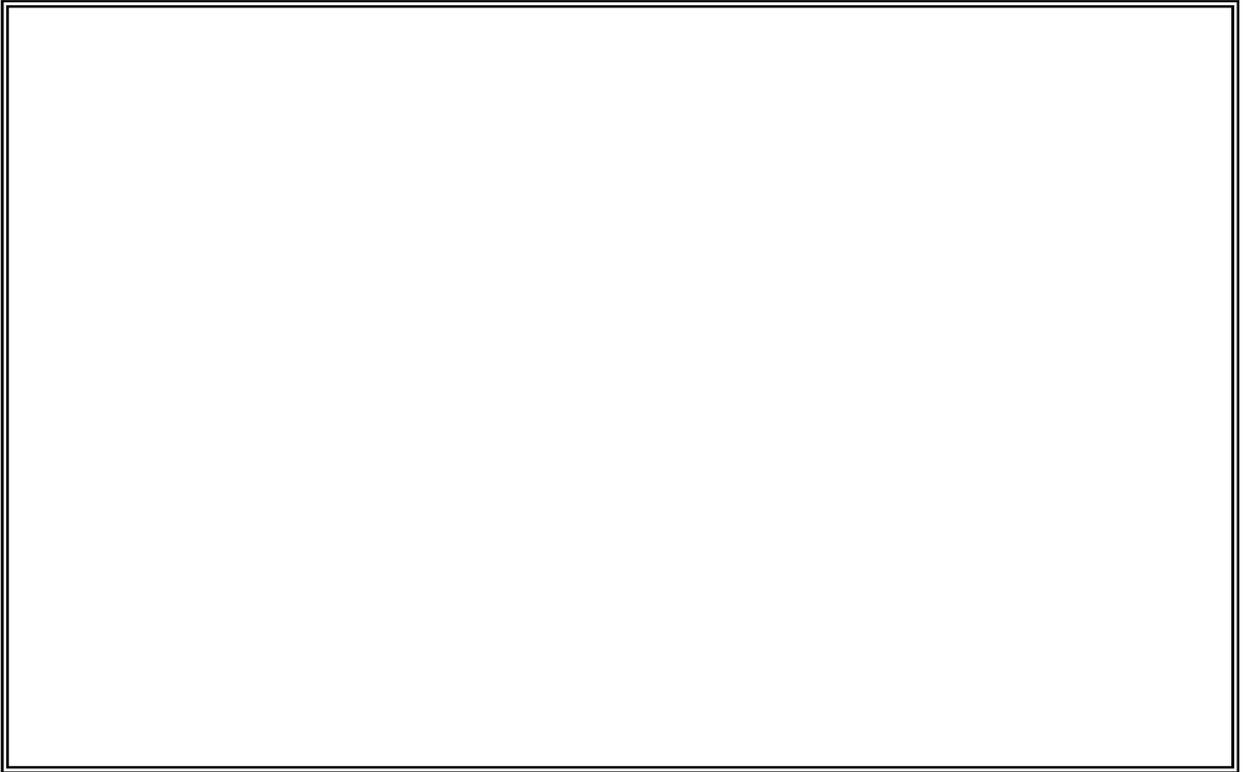
法人にあっては
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

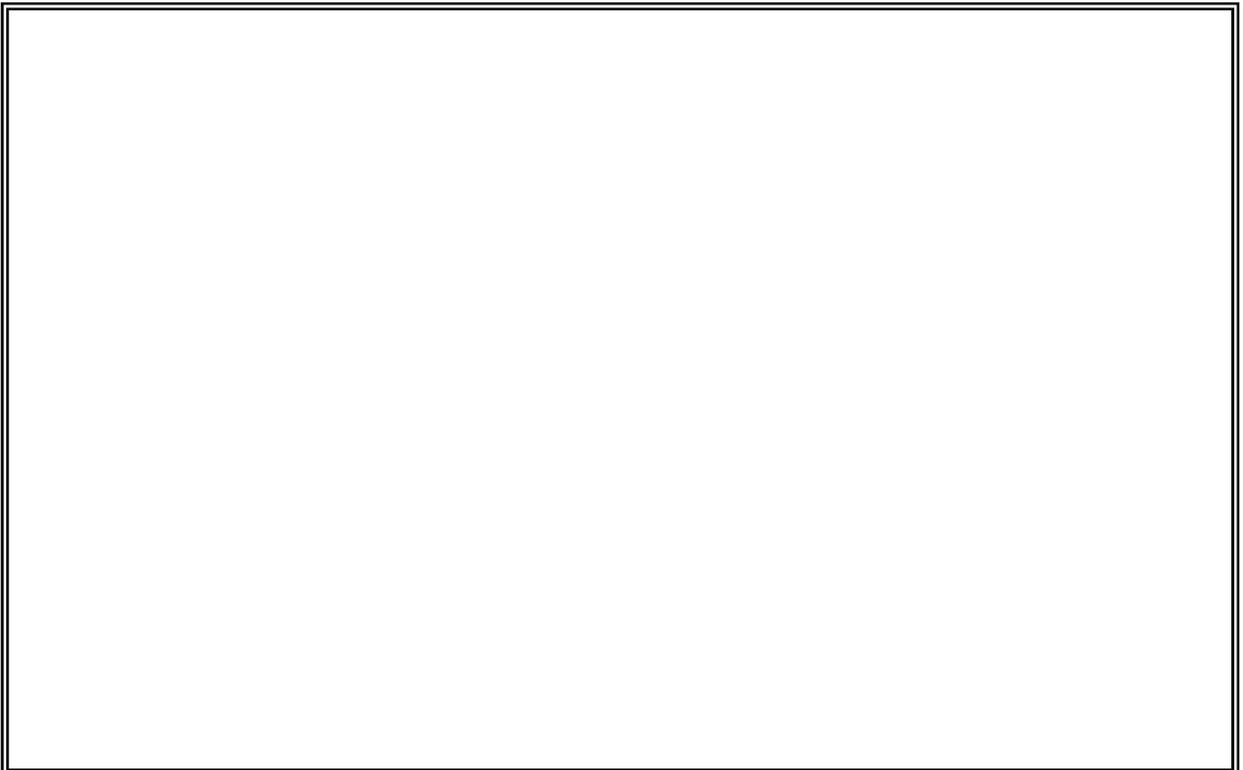
主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 満 歳
雇 用 年 月 日	

電気工事士免状の写し ※顔写真や文字が鮮明なものを貼付してください。



(第一種電気工事士免状場合は講習受講記録簿の写)

第一種電気工事士免状取得者は、電気工事士法に基づき第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年ごとに経済産業大臣が指定する講習機関が行う自家用電気工作物の保安に関する講習（以下「定期講習」）を受けなければなりません。定期講習を受けていない場合は受講申込手続きを行ったうえで、定期講習申込書の写（申込み手続きが完了していることを証する払込受領証などの写も含む）も併せて提出してください。



備付器具調書

名称及び氏名

器具名	製造年	製造番号	台数	製造社名	措置状況
絶縁抵抗計					
接地抵抗計					
回路計 (抵抗及び交流電圧を測定することができるもの)					
低圧検電器					
高圧検電器					
継電器試験装置					
絶縁耐力試験装置					

- ・一般用電気工作物等の電気工事のみを行う場合は、営業所ごとに、、の器具を備えなければならない。
- ・自家用電気工作物の電気工事を行う場合は、営業所ごとに～のすべてを備えなければならない。ただし、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、必要なときに使用し得る措置が講じられていること。また、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は借用でもよいがその場合は、借用先からの借用証明書（原本）を添付。

第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は、実務経験証明書を提出してください。

(様式1) (主任電気工事士等が登録申請者に雇用されている場合又は主任電気工事士等が登録申請者本人の場合。
登録申請者とは、過去に電気工事業の登録を受けていたもの、例えば、みなし登録電気工事業者が建設業法の許可を受けた建設業を廃止して、電気工事業の登録を申請する場合などである。)

主任電気工事士等実務経験証明書

該当するものを で囲

(1) 登録申請者本人
下記1の電気工事士は、(2) 登録申請者の役員 であり下記2のとおり電気工事
(3) 登録申請者の従業員

に従事していることに相違ありません。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

〒 -

住 所

登録申請者の氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

印

登録又は届出番号 長崎県知事登録・届出 第 号

(電話 記)

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名			
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年	月	日 歳
	現 住 所	〒		
	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類			
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	年	月	日
	免 状 交 付 番 号	県 第	号	
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴				
所 属 名		期 間(3年以上であること)		業 務 の 内 容
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		通算期間	年 月	
3 証明者の事業内容				

(記載注意) 1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
3. (1)(2)(3)については、該当するものを で囲むこと。
4. 所属名は、 営業所 担当というように具体的に記入すること。
5. 業務の内容は、 用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は、実務経験証明書を提出してください。

(様式2)〔主任電気工事士が他の電気工事業者に雇用されていた場合〕

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり、電気工事に従事していたことに相違ありません。

年 月 日

長崎県知事様

〒 -

証明者住所

氏名又は名称

印

法人にあつては代表者の氏名

(電話 - -)

登録又は届出番号 長崎県知事登録・届出 第 号

他県の場合は登録又は届出証の写を添付

記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名			
	生年月日・年齢	年	月	日 歳
	現住所	〒		
	電気工事士免状の種類			
	電気工事士免状の交付年月日	年	月	日
	免状交付番号	県	第	号
2 電気工事に従事した職歴				
所属名		期間(3年以上であること)		業務の内容
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		通算期間	年 月	
3 証明者の事業内容				

- (記載注意) 1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 所属名は、営業所 担当というように具体的に記入すること。
3. 業務の内容は、用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は、実務経験証明書を提出してください。

(様式3) (倒産等で雇用主の証明が取れない場合)

主任電気工事士等実務経験証明書

フリガナ		生年	年 月 日
氏名		月日	
現住所	〒 - (TEL ())		
現在の勤務先の名称及び住所	名称	(TEL ())	
	住所	〒 -	
実 務 経 験 の 内 容			
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容 (出来るだけ詳しく)	
	年 月 日 ~ 年 月 日		
通算期間	年 月		
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>所在地 〒 -</p> <p>事業所名</p> <p>代表者氏名 印</p> <p>(法人以外の場合は任命権者等の氏名)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>(登録電気工事業者の登録又は届出番号)</p> <p>長崎県知事登録・届出 第 号</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">他県の場合は登録又は届出証の写を添付</p>			

- (記載注意)
1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2. 所属名は、営業所 担当というように具体的に記入すること。
 3. 業務の内容は、用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

(様式例 1・2)

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたことに相違ありません。

年 月 日

〒 -

証明者住所

証明は雇用先になりま

氏名又は名称

(ご注意ください)

実務経験の証明内容が事実と異なる場合、
電気工事業の業務の適正化に関する法律第
28条(登録の取り消し)等が適用されるこ
とがあります。

また、虚偽の証明者には、刑法第62条
(幫助)等が適用されることがあります。

法人にあっては
代表者の氏名

印

登録・届出番号 長崎県知事登録・届出 第 号

(電話 - -)

長崎県知事様

記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名	長崎 太郎			
	生年月日・年齢	年 月 日 歳			
	現住所	〒			
	電気工事士免状の種類	第二種			
	電気工事士免状の交付年月日	平成16年 1月 10日			
	免状交付番号	長崎県第 12345号			
2 電気工事士に従事した職歴					
所属名		期間(3年以上であること)		業務の内容	
		平成16年 4月 1日 ~ 平成20年3月31日		左記の期間中、一般用電気工作物等の作業に従事した。 なお、一般用電気工作物等については、第二種電気工事士 免状取得後に作業した。 主な工事内容は、屋内配線工事、照明器具の取付工事	
		通算期間 4年 月		H16.4.5~6.4 長崎太郎宅新築電気工事 kw H17.6.9~8.3 長崎太郎宅新築電気工事 kw H19.1.7~3.6 長崎太郎宅新築電気工事 kw H20.2.1~3.4 長崎太郎宅新築電気工事 kw 他 件	
3 証明者の事業内容		電気工事業			

(記載注意) 1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 所属名は、営業所 担当というように具体的に記入すること。
3. 業務内容は、用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

認められる実務経験

一般用電気工作物等の電気工事(一般家庭用の屋内配線工事など)

第二種電気工事士免状取得者が一般用電気工作物等の電気工事に従事した期間が3年以上である

主任電気工事士等実務経験証明書

フリガナ	ナガサキ タロウ		生年	昭和 40年 4月 1日												
氏名	長崎 太郎		月日													
現住所	〒850-8570 長崎市江戸町2-13 (TEL095(824)1111)															
現在の勤務先の名称 及び住所	名称	長崎太郎電気 (TEL095(824)2222)														
	住所	〒850-1111 長崎市江戸町2-14														
実 務 経 験 の 内 容																
所属部署及び 役職名	期 間	職 務 の 内 容 (出来るだけ詳しく)														
<p>電気工事士</p> <p>倒産等で雇用主の証明が取れない場合は、雇用主の事業所名・代表者氏名、登録又は届出番号を記入してください。</p> <p>電気</p> <p>第〇〇〇号</p> <p>雇用主が長崎県以外の他県の場合で登録又は届出番号が不明であり登録電気工事業者であったことが確認出来ない場合は、実務経験として認められません。</p>	<p>一般用電気工作物等の工事は、第二種電気工事士免状取得後に従事することができます。</p> <p>↓</p> <p>平成10年4月1日 ~ 平成13年3月31日 (ご注意ください！)</p> <p>実務経験の証明内容が事実と異なる場合、電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条(登録の取り消し)等が適用されることがあります。また、虚偽の証明者には、刑法第62条(幫助)等が適用されることがあります。</p> <p>H10.4.1.~H10.12.20 H11.1.5~H11.6.30 H11.8.1~H11.12.15 H12.4.5~H12.8.10</p>	<p>(平成 9年10月1日第二種電気工事士免状取得)</p> <p>左記の期間中、一般用電気工作物等の作業に従事した。なお、一般用電気工作物等については、第二種電気工事士免状取得後に作業したものであり、主な工事内容は、屋内配線工事、照明器具の取付工事。</p> <p>主な一般用電気工作物工事として</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎市</td> <td>長崎太郎宅新築電気工事</td> <td>k w</td> </tr> <tr> <td>長崎市</td> <td>長崎花子宅増築電気工事</td> <td>k w</td> </tr> <tr> <td>長崎市</td> <td>長崎二郎宅新築電気工事</td> <td>k w</td> </tr> <tr> <td>諫早市</td> <td>長崎団地新築電気工事</td> <td>k w</td> </tr> </table>			長崎市	長崎太郎宅新築電気工事	k w	長崎市	長崎花子宅増築電気工事	k w	長崎市	長崎二郎宅新築電気工事	k w	諫早市	長崎団地新築電気工事	k w
長崎市	長崎太郎宅新築電気工事	k w														
長崎市	長崎花子宅増築電気工事	k w														
長崎市	長崎二郎宅新築電気工事	k w														
諫早市	長崎団地新築電気工事	k w														
	通算期間は工事に従事していた期間	他工事件数 件														
通算期間	3年 0月															
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p>年 月 日 ← 証明した日(必ず記)</p> <p>所在地 〒850-1111 長崎市江戸町2-14</p> <p>事業所名 長崎太郎電気</p> <p>代表者氏名 長崎 花子 印</p> <p>(法人以外の場合は任命権者等の氏名)</p>																
		<p>必ず記入</p> <p>(登録電気工事業者の登録又は届出番号) 長崎県知事登録・届出 第00000号</p> <p>他県の場合は登録又は届出証の写を添付</p>														

(記載注意) 1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2. 所属名は、営業所 担当というように具体的に記入すること。
 3. 業務内容は、用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
 なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

認められる実務経験

- 一般用電気工作物等の電気工事(一般家庭用の屋内配線工事など)
- 第二種電気工事士免状取得者が一般用電気工作物等の電気工事に従事した期間が3年以上である。